

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（以下「条例」という。）が施行され、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会が設置されることに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の担任する事務及び庶務を担当する機関をそれぞれ次のとおり定める。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	条例の規定による推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項の調査審議に関する事務	くらしの安心推進課

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

納入通知書、納付書及び返納通知書に基づく公金収納を取り扱うことができる金融機関の範囲を拡大するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 納入通知書、納付書及び返納通知書の様式について、所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成20年7月1日とする。

◇鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県男女共同参画推進条例の一部が改正され、県民又は事業者が県の男女共同参画推進施策等に苦情があるときの推進員への申出について、申出をした者（以下「申出者」という。）の氏名、住所等が明らかでない場合でも対応できるよう規定が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 県の男女共同参画推進施策等についての推進員への苦情の申出について、申出者が氏名、住所等を明らかにし難い場合の申出の方法を定める。

(2) 男女共同参画を阻害すると認められること等についての知事への申出について、(1)と同様の申出の方法を定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。